

兵庫県公報

令和6年7月9日 火曜日 第530号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 保安林の指定予定（治山課）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	12
○ 随意契約の相手方等の公示（会計課）	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	13
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	13
○ 同 上	14
○ 同 上	14
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 令和6年度行政書士試験の実施	14
正 誤	
○ 令和6年4月5日付け兵庫県公報第504号中	17
○ 同 上	17

告 示

兵庫県告示第647号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 湊の杜病院
所 在 地 神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号

認定年月日 令和6年4月1日
認定の有効期限 令和9年3月31日



兵庫県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

野々池土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大竹秀男	加古郡稲美町草谷297番地の1
同	宇江和恵	同 郡同 町中村540番地の14
同	岡井美佐	同 郡同 町中村625番地の9



兵庫県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市生野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	池ノ上 繁	神戸市北区道場町生野52番地の1
同	小坂正巳	同 市同区道場町生野610番地の2
同	大前昌司	同 市同区道場町生野455番地
同	大北良昭	同 市同区道場町生野591番地
同	大東昭一	同 市同区道場町生野192番地
同	喜多正博	同 市同区道場町生野316番地
監事	小坂郁雄	同 市同区道場町生野134番地
同	竹中大作	同 市同区道場町生野290番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大前昌司	神戸市北区道場町生野455番地
同	池ノ上 繁	同 市同区道場町生野52番地の1
同	大東昭一	同 市同区道場町生野192番地
同	大北良昭	同 市同区道場町生野591番地
同	小坂郁雄	同 市同区道場町生野134番地
同	大前光弘	同 市同区道場町生野587番地
監事	銅本眞治	同 市同区道場町生野352番地の2
同	竹中大作	同 市同区道場町生野290番地



兵庫県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市寺谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤本 昭宏	神戸市西区櫛谷町寺谷302番地
同	高尾 淳	同 市同区櫛谷町寺谷888番地の2
同	藤本 雅洋	同 市同区櫛谷町寺谷431番地
同	前山 文明	同 市同区櫛谷町寺谷909番地
同	藤本 靖之	同 市同区櫛谷町寺谷827番地の2
監事	福山 宣明	同 市同区櫛谷町寺谷1018番地
同	藤本 哲宏	同 市同区井吹台西町3丁目7番地の7

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	高尾 淳	神戸市西区櫛谷町寺谷888番地の2
同	藤本 雅洋	同 市同区櫛谷町寺谷431番地
同	前山 文明	同 市同区櫛谷町寺谷909番地
同	藤本 靖之	同 市同区櫛谷町寺谷827番地の2
同	谷岡 三雄	同 市同区櫛谷町寺谷834番地
監事	福山 宣明	同 市同区櫛谷町寺谷1018番地
同	高尾 忠男	同 市同区井吹台北町4丁目10番地の4



兵庫県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤 元彦

高田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	安平 健造	多可郡多可町中区天田276番地1
同	吉田 政義	同 郡同 町中区天田98番地2
同	吉田 廣志	同 郡同 町中区鍛冶屋602番地
同	吉田 一四	同 郡同 町中区鍛冶屋177番地
同	遠藤 慶信	同 郡同 町中区岸上10番地
同	遠藤 準	同 郡同 町中区岸上12番地1
同	秋田 清	同 郡同 町中区高岸195番地2
監事	岸本 繁典	同 郡同 町中区高岸222番地
同	原 寛	同 郡同 町中区鍛冶屋459番地2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吉田 政義	多可郡多可町中区天田98番地2
同	吉田 廣志	同 郡同 町中区鍛冶屋602番地
同	遠藤 慶信	同 郡同 町中区岸上10番地
同	遠藤 準	同 郡同 町中区岸上12番地1
同	秋田 清	同 郡同 町中区高岸195番地2
同	吉田 一四	同 郡同 町中区鍛冶屋177番地
同	吉田 継夫	同 郡同 町中区天田139番地
監事	岸本 繁典	同 郡同 町中区高岸222番地
同	丸岡 幹典	同 郡同 町中区鍛冶屋620番地5



兵庫県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

琴池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 茂 臣	加古郡稲美町国安83番地
同	上 田 孝 司	同 郡同 町国安147番地の1
同	上 田 直 也	同 郡同 町国安481番地の1
同	玉 田 勉	同 郡同 町国安70番地
同	藤 田 宗 弘	高砂市美保里25番46号
同	藤 田 康 雄	加古郡稲美町国安202番地の4
監 事	上 塚 吉 宏	同 郡同 町国安93番地
同	玉 田 守	同 郡同 町国安60番地
同	丸 山 正 和	同 郡同 町国安1丁目66番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 茂 臣	加古郡稲美町国安83番地
同	玉 田 勉	同 郡同 町国安70番地
同	玉 田 初 彦	同 郡同 町国安71番地
同	藤 田 真 也	同 郡同 町国安3丁目27番地
同	藤 田 宗 弘	高砂市美保里25番46号
同	藤 田 康 雄	加古郡稲美町国安202番地の4
監 事	玉 田 守	同 郡同 町国安60番地
同	玉 田 微 弦	同 郡同 町国安208番地の2
同	玉 田 勝 美	同 郡同 町国安55番地の1



兵庫県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

塩崎土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小笠原 雅 夫	姫路市飾東町塩崎457番地
同	菅 原 弘 己	同 市飾東町塩崎485番地
同	中 島 千 壽	同 市飾東町塩崎599番地6
同	中 西 康 雄	同 市飾東町塩崎519番地
同	菅 原 良 英	同 市飾東町塩崎467番地
同	井 上 良 平	同 市飾東町塩崎890番地
監 事	菅 原 晴 一	同 市飾東町塩崎429番地1
同	家 本 清 裕	同 市飾東町塩崎463番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	菅 原 弘 己	姫路市飾東町塩崎485番地
同	中 島 千 壽	同 市飾東町塩崎599番地6
同	菅 原 道 夫	同 市飾東町塩崎189番地2

同	中 西 康 雄	同	市飾東町塩崎519番地
同	菅 原 良 英	同	市飾東町塩崎467番地
同	井 上 良 平	同	市飾東町塩崎890番地
監 事	菅 原 晴 一	同	市飾東町塩崎429番地 1
同	中 塚 隆 二	同	市飾東町塩崎115番地



兵庫県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

御津西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	箕 田 孝 行	たつの市御津町岩見6番地4

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 本 章 夫	たつの市御津町岩見610番地3



兵庫県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

赤石土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	阪 井 達 夫	豊岡市赤石456番地
同	稲 葉 政 弘	同 市赤石66番地
同	江 中 敏 郎	同 市赤石105番地
同	村 尾 敏 明	同 市下鶴井1840番地
同	小 谷 正 行	同 市赤石220番地
同	田 中 慎 一	同 市高屋942番地の1 WestHill1305号
監 事	宮 本 和 幸	同 市赤石478番地
同	峠 行 紀	同 市赤石228番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	阪 井 達 夫	豊岡市赤石456番地
同	宮 本 和 幸	同 市赤石478番地
同	江 中 敏 郎	同 市赤石105番地
同	小 谷 正 行	同 市赤石220番地
同	田 中 慎 一	同 市高屋942番地の1 WestHill1305号
同	田 中 茂 富	同 市下鶴井1833番地
監 事	稲 葉 政 弘	同 市赤石66番地
同	峠 行 紀	同 市赤石228番地



兵庫県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

梶土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	内 田 博	丹波市山南町小新屋30番地
同	久 下 芳 則	同 市山南町南中38番地
同	堂 本 文 三	同 市山南町北和田81番地 1
同	白 髭 克 城	同 市山南町小野尻158番地 6
同	竹 安 正 彦	同 市山南町山本343番地
同	中 道 松 夫	同 市山南町西谷194番地
同	高 階 博 文	同 市山南町西谷341番地
同	藤 原 壯 造	同 市山南町梶522番地 4
同	石 塚 佳 範	同 市山南町前川110番地
同	前 川 芳 彦	同 市山南町前川192番地
同	堂 本 幸 信	同 市山南町和田1057番地 1
同	板 野 直 幸	同 市山南町北和田1073番地
同	西 脇 秀 隆	同 市山南町和田1085番地 1
監 事	足 立 勝 也	同 市山南町小畑50番地
同	藤 原 邦 弘	同 市山南町梶505番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荻 野 均	丹波市山南町小野尻130番地 2
同	足 立 徹	同 市山南町小野尻482番地 1
同	中 西 力	同 市山南町小畑112番地 1
同	中 道 義 克	同 市山南町西谷178番地 1
同	前 川 仁 郎	同 市山南町梶706番地 2
同	内 田 博	同 市山南町小新屋30番地
同	藤 田 勝 彦	同 市山南町前川194番地
同	前 川 往 亮	神戸市須磨区白川台 5 丁目 7 番地の 3 ロイヤル ハイツ白川台402号
同	中 野 一 成	丹波市山南町北和田1033番地 1
同	堂 本 幸 浩	同 市山南町北和田129番地
同	堂 本 幸 信	同 市山南町和田1057番地 1
同	村 中 一 博	同 市山南町和田992番地
同	有 田 正 敏	同 市山南町南中93番地
監 事	藤 原 常 夫	同 市山南町西谷215番地
同	土 井 正 義	同 市山南町梶380番地 1
同	堂 本 聖 子	同 市山南町北和田1056番地

兵庫県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

氷上南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	林 弘 敏	丹波市山南町応地232番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	中野一成	丹波市山南町北和田1033番地1



兵庫県告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市宮前土地改良区	令和6年4月10日



兵庫県告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
赤穂郡上郡町與井字西山913の14から913の18まで、913の20から913の22まで、913の24、913の27、913の31、913の32、913の41、913の52、913の59、913の83、913の161、913の165、913の166
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西山913の20から913の22まで・913の165（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、913の24、913の27、913の31、913の32、913の161
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町上岸田字戸谷104の5（次の図に示す部分に限る。）、104の9、104の13、104の33から104の40まで、字戸谷口135の1（次の図に示す部分に限る。）、135の3、135の16から135の25まで、135の31
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第661号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
大地化成株式会社
神崎郡福崎町大貫1004番地6
代表取締役社長 林田 久
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
大地化成株式会社兵庫工場
神崎郡福崎町大貫1004番地6
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	47号ニ 混合施設	
能	力	容量1.401m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～18時 9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4～10	4～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	18	22
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	18	22
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	16	20
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	15
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	14	17	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.02	0.06

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年7月9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び神崎郡福崎町住民生活課



兵庫県告示第662号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

宍粟市山崎町上牧谷字糸崎953番10、953番14の全部、953番8、953番11、958番8の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



兵庫県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年7月9日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和6年7月9日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 尼崎池田線	伊丹市鑄物師五丁目53番から 同 市鑄物師五丁目54番1まで	旧	27.0から 30.0まで	13.0	
	伊丹市鑄物師五丁目53番から 同 市鑄物師五丁目54番1まで	新	27.0から 30.0まで	13.0	

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ダイレックス川西山下店
 所在地 川西市見野三丁目105番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 五味 肇
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 五味 肇
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和7年2月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,619平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
91台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
81台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
84平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
20.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和6年6月20日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年7月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年11月11日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンモール姫路大津
所在地 姫路市大津区大津町二丁目5番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	大山一也
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	下條三千夫
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	松田裕史
株式会社ワコール 外52者	京都市南区吉祥院中島町29番地	伊藤知康
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	佐々昌俊
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	松田裕史
株式会社ワコール 外53者	京都市南区吉祥院中島町29番地	川西啓介
- 4 変更年月日

- 令和6年5月24日ほか
- 5 届出年月日
令和6年6月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和6年7月9日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年11月11日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ゴダイドラッグ岩端店
所在地 姫路市岩端町119番ほか
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要
 - (1) 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に保管すること。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準を遵守すること。
 - (2) 付帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づき手続を行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和6年7月9日から1月間



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
総合財務会計システム改修委託業務（経理事務効率化） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局会計課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年6月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社NTTデータ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額

- 109,607,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年7月9日

兵庫県選挙管理委員会〇〇〇
委員長〇永田秀一

表芦屋市の項中

「

	芦屋市民会館	芦屋市業平町8-24
--	--------	------------

」

を

「

	芦屋市民会館	芦屋市業平町8-24
	芦屋市立三条集会所	芦屋市三条町8-3

」

に改める。

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

契約担当者

兵庫県立伊川谷北高等学校長 岡田和利

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
県立伊川谷北高等学校 特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立伊川谷北高等学校 神戸市西区学園西町6丁目1
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社安福冷暖 神戸市西区上新地1丁目1番地の6
- 5 落札金額
363,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年5月21日



落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

契約担当者

兵庫県立三木高等学校長 桂 敦子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立三木高等学校 特別教室空調設備リース
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立三木高等学校 三木市加佐931
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月26日
- 4 落札者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 落札金額（月額・税込）
278,190円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年5月17日



落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 魚住 啓明

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
県立相生産業高等学校 特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月21日
- 4 落札者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 落札金額（月額・税込）
371,030円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年5月17日

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

令和6年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る令和6年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和6年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 望月 達史

- 1 試験期日
 - (1) 試験日 令和6年11月10日（日）

(2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	神戸学院大学ポートアイランド 第1キャンパス	神戸市中央区港島1-1-3
	神戸学院大学 有瀬キャンパス	神戸市西区伊川谷町有瀬518

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識 (出題数14題)	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とする。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

配布場所	配布期間
一般財団法人行政書士試験研究センター (東京都千代田区一番町25番地) 全国町村議員会館3階 電話 (03) 3263-7700	ア 窓口配布 令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) イ 郵送配布 令和6年7月8日(月)から同年8月23日(金)まで 住所・氏名・郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの願書が折らずに入る大きさの封筒)に郵便切手140円分を貼付し、下記宛先まで郵送で請求すること(令和6年8月23日(金)必着)。 受験願書及び試験案内の請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
兵庫県庁(1号館・2号館受付) 兵庫県庁(総務部市町振興課) 神戸県民センター県民躍動室総務防災課 阪神南県民センター県民躍動室総務防災課 阪神南県民センター西宮県税事務所調整課 阪神北県民局さわやか県民相談室 東播磨県民局さわやか県民相談室 北播磨県民局さわやか県民相談室 中播磨県民センターさわやか県民相談室 西播磨県民局総務企画室総務防災課・さわやか県民相談室 西播磨県民局龍野県税事務所調整課 但馬県民局総務企画室総務防災課 丹波県民局県民躍動室総務防災課 淡路県民局さわやか県民相談室 兵庫県民総合相談センター	窓口配布のみ 令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで(土曜、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、土曜日の7時半から17時半、日祝の7時半から17時までについても1階の入口横ラックから取得できる。) (兵庫県庁 総務部市町振興課) 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 (078) 362-3098
兵庫県行政書士会 (神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号) 神戸クリスタルタワー13階 電話 (078) 371-6361	窓口配布のみ 令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課へ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、令和6年8月30日(金)までの消印があるものだけに限り受け付ける。

なお、兵庫県総務部市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書(顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの)

エ 受験手数料 10,400円(納付方法については、試験案内を参考とすること。)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

(7) 令和6年7月29日(月)午前9時から同年8月27日(火)午後5時まで

この出願システムは、令和6年8月27日(火)午後5時で終了する。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

(4) 最終日(令和6年8月27日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

ウ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(10,400円)は出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(4) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(7) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(2) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(7) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話(03)3263-7700

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望する者は、事前に申請の手続きが必要となることから、受験申込みをする前に必ず上記問合せ先まで相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 発表日時

令和7年1月29日(水)午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。

正 誤

○令和6年4月5日付け(兵庫県公報第504号)

兵庫県選挙管理委員会告示第21号

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から21	兵庫県選挙管理委員会告示第21号	兵庫県選挙管理委員会告示第22号



○令和6年4月5日付け(兵庫県公報第504号)

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から8	兵庫県選挙管理委員会告示第22号	兵庫県選挙管理委員会告示第23号